

赤穂市新学校給食センター整備事業者選定支援業務委託仕様書

1 委託名称

赤穂市新学校給食センター整備事業者選定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、赤穂市新学校給食センター整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）に基づき、赤穂市新学校給食センター整備事業を設計・施工一括発注方式（DB方式）で実施するにあたり、実施方針の作成・公表から民間事業者の選定に至るまでの業務実施上必要な発注支援を行い、あわせて必要な調査・検討及び資料作成等を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

4 新学校給食センターの概要

- (1) 建設予定地 赤穂市上浜市地区
- (2) 敷地面積 約6,930 m²（施設用地：約6,273 m² 進入路用地：約657 m²）
- (3) 延床面積 2,900 m²（1階2,100 m² 2階800 m²）程度 鉄骨造、2階建
- (4) 想定給食数 最大調理能力4,600食／日程度（炊飯設備なし）
- (5) 供用開始 令和7年9月予定

5 業務内容

(1) 実施方針及び要求水準書（案）の公表に係る業務

ア 実施方針及び要求水準書（案）の作成

事業内容や事業者選定スケジュール等を記載した実施方針及び市が事業者を求める基本的な条件等を示した要求水準書（案）を作成する。

イ 質問・意見の整理及び回答（案）の作成

実施方針及び要求水準書（案）の公表後、事業者から提出された質問及び意見について整理するとともに、質問及び意見に対する回答（案）を作成する。

(2) 予定価格の算定に係る支援

整備基本計画において把握した建設工事費や関連費用等を対象に事業者の発注予定価格の算定に必要な条件を整理し、実施方針及び要求水準書（案）の内容に応じた予定価格を算定する。

(3) 民間事業者の募集に係る支援

ア 募集要項の作成

事業者の募集に際し、参加資格要件、提案書の作成要領、提案金額の算定方法、選定スケジュール等を整理し、募集要項を作成する。

イ 要求水準書の作成

実施方針公表時の質問・回答等を踏まえ、要求水準書を作成する。

- ウ 選定事業者決定基準書の作成
事業者の選定を行うための評価項目や評価基準、配点、審査方法等を整理し、選定事業者決定基準書を作成する。
- エ 様式集の作成
参加資格の確認に関する提出書類及び事業者の提案書様式について必要な記載事項等を整理し、様式集を作成する。
- オ 説明会の開催支援
事業者公募に際して実施する説明会の開催支援を行う。
- カ 質問・意見の整理及び回答（案）の作成
公募開始時に事業者から提出された募集要項等に関する質問及び意見について整理するとともに、質問に対する回答（案）を作成する。なお、必要に応じて弁護士によるリーガルチェック（法務確認）を受けること。
- キ 事業契約書（案）の作成
選定された事業者と締結する契約書（案）を作成する。なお、必要に応じて弁護士によるリーガルチェック（法務確認）を受けること。
- (4) 民間事業者の選定に係る支援
- ア 審査選定委員会の運営支援
事業者選定のための審査選定委員会の運営について適切なアドバイスを行うとともに、会議資料や議事録の作成等必要な支援を行う。
- 【開催予定】
- 第1回 公募前・・・募集要項、要求水準書、選定事業者決定基準書等の確認等
第2回 提案審査・・・提案内容の読み込み、審査方法等の確認等
第3回 提案審査・・・事業者ヒアリング、事業者選定等
- イ 提案書の整理及び審査補助資料の作成
事業者から提出された提案書を整理し、選定のための審査選定委員会の運営に際し、必要な支援を行う。
- ウ 審査講評（案）の作成
審査選定委員会における審査結果を踏まえ、事業者選定の審査講評（案）を作成する。
- (5) 収用事業認定申請図書作成支援
以下に示す事業認定申請図書の図面作成及び申請書作成に必要な支援を行う。
- ・起業地の位置を表示する図面（縮尺 1/25,000 程度）
 - ・起業地及び事業計画を表示する図面（縮尺 1/200 程度）
 - ・建物平面図（縮尺 1/200 程度）
 - ・縦横断図（縮尺 1/200 程度）
- (6) その他
選定された事業者との事業契約の締結に係る支援業務については、用地取得のスケジュールを鑑み、本業務には含めないものとする。

6 業務の実施

- (1) 本業務の受託者（以下「受託者」という。）は、業務の実施にあたっては、市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ市の承認を得ること。
- (4) 受託者は、本業務の進捗に関して、市に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務中に知り得た内容について、第三者に漏えいしてはならないこと。
- (6) 業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (7) 本業務に使用する言語は日本語、数字は算用数字、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 業務着手に係る提出書類

受託者は、契約締結後7日以内に以下の書類を作成のうえ市に提出し、その承認を得ること。また、これらの変更又は追加についても同様とする。

- ア 業務計画書
- イ 委託業務着手届
- ウ 委託業務工程表（打合せ計画を含む）
- エ 業務実施体制及び組織図
- オ 現場代理人（管理技術者）届（経歴書添付）
- カ その他発注者が必要とする書類

8 配置技術者

配置技術者は、受注者が提出した本業務の公募型プロポーザルの参加申込書に記述した配置予定技術者でなければならない。

9 打合せ及び議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、市と受託者は定期的に打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録し、市の確認を得ること。

10 資料の貸与及び返却

- (1) 業務を進めるにあたり、市から次の資料を貸与する。
 - ・赤穂市新学校給食センター整備基本計画（民間活力等導入可能性調査報告書含む）
 - ・地積測量及び地質調査報告書
 - ・その他必要と認める資料
- (2) 貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを市に許可なく第三者に貸与、又は複製してはならない。
- (3) 貸与された資料は、業務終了後、直ちに市へ返却すること。

11 成果品

- (1) 業務報告書・・・1部（A4版、縦型、横書き、カラー刷り、左綴じ、簡易製本）
- (2) 公表資料集・・・1部
- (3) 業務完了までの会議録及び関係資料・・・一式
- (4) 上記成果品の電子データ（CD-R）・・・一式
- (5) 留意事項

ア 紙媒体の成果品については、環境に配慮した印刷物とすること。

イ 電子媒体の記録形式は、閲覧及び編集が行える形式とし、別途協議によること。

ウ 成果品の所有権については、全て市に属するものとし、公表してはならない。

1.2 引渡前における成果品の使用等

履行期間途中においても、市は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

1.3 検査

- (1) 業務が完了したときは、委託業務完了届を提出するとともに、それぞれに係る成果品を提出し、市の検査を受けること。
- (2) 業務完了期限前であっても、市があらかじめ成果品の提出期限を指定したときは、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、市の検査を受けること。

1.4 著作権等

- (1) 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適時その処理を行うこと。
- (2) 本業務による成果品の著作権等は、全て市の帰属とし、受託者は市の許可なく成果品等を公表、貸与または使用してはならない。
- (3) 受託者は、著作権法第21条から第28条までに規定する権利を当該著作物の引き渡し時に無償で譲渡するものとする。

1.5 その他

- (1) 受託者は、整備基本計画等を踏まえ、本市の要求事項の整理、全体工程、その他の基本的制約条件を整理し、把握すること。
- (2) 受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めること。
- (3) 受託者は、業務の詳細について常に市と連絡をとり、十分な打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。
- (4) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (5) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(7) 受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に定めのない事項について疑義があるときは、速やかに発注者と協議の上、発注者の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

1 6 担当課

赤穂市立学校給食センター（担当：正木、山田）

住 所：〒678-0173 兵庫県赤穂市浜市6 2 7 番地 1

TEL：(0 7 9 1) 4 8 - 7 1 5 1

FAX：(0 7 9 1) 4 8 - 1 5 4 0

E-mail：kyusyoku@city.ako.lg.jp